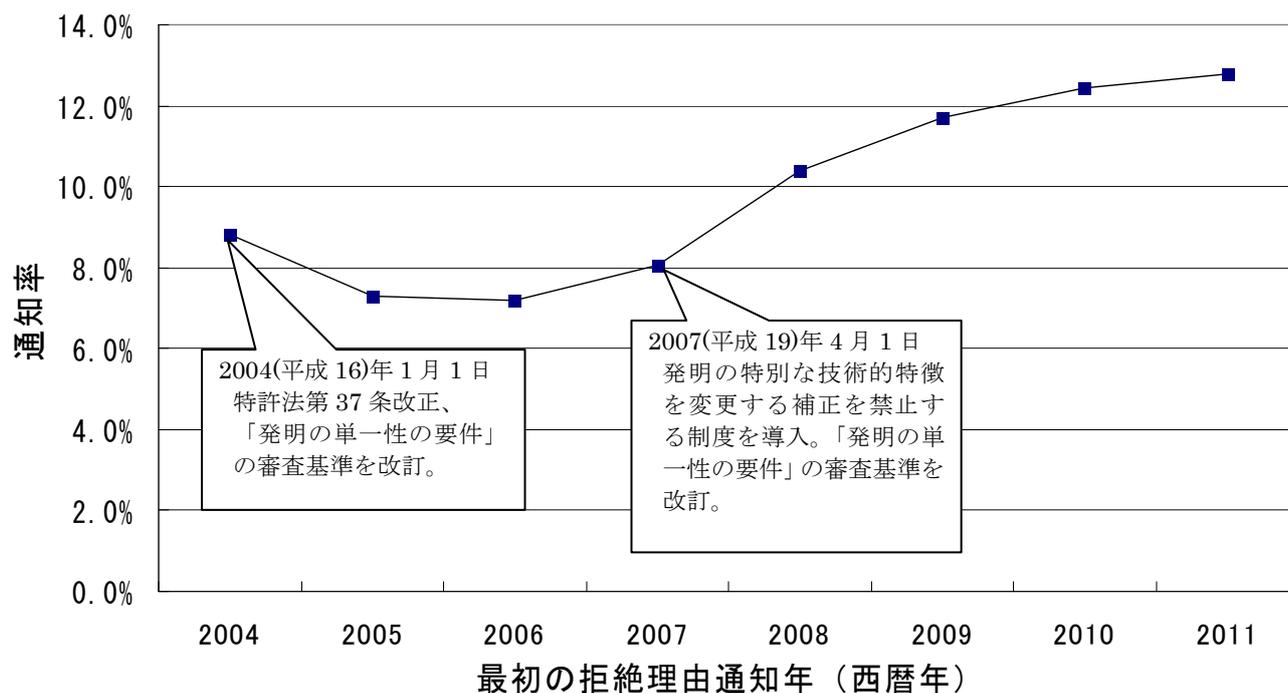


発明の単一性の要件、発明の特別な技術的特徴を変更する補正に関する審査の現状

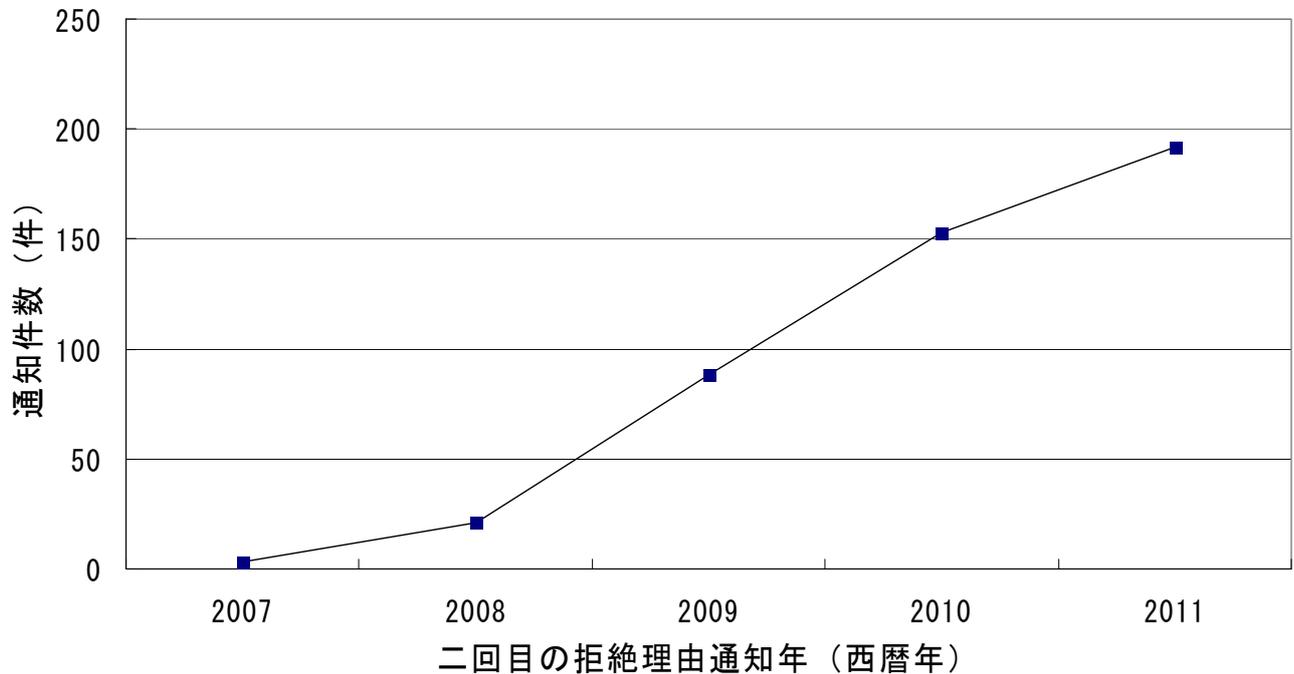
1. 発明の単一性の要件に関する拒絶理由通知率の推移



【図1】最初の拒絶理由通知における単一性の要件違反の通知率の推移
※2004（平成16）年1月1日以降の出願について調査

最初の拒絶理由通知における発明の単一性の要件違反の通知率は、現行の審査基準に改訂された平成19年（2007年）以降、上昇した（審査基準改訂前に比べて約5ポイント増加）。

2. 発明の特別な技術的特徴を変更する補正に関する拒絶理由通知件数の推移



【図 2】 発明の特別な技術的特徴を変更する補正に関する拒絶理由通知件数の推移
※ 2007年（平成19年）4月1日以降の出願に対して適用される。

発明の特別な技術的特徴を変更する補正（シフト補正）に関する拒絶理由通知の件数は、適用対象案件（平成19年4月1日以降の出願）の審査の増加に伴い、年々増加している。（二回目の拒絶理由通知に対する通知率は約1%（2011年）である。）